

地域包括支援センターについて

1 地域包括支援センターの設置の考え方

清須市では、地域の要介護者など支援を必要とする市民が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、行政・民間・個人などの多様な主体が連携し、健康福祉のネットワークの構築や包括的な地域ケア体制を確立することが課題となっています。

包括的な地域ケア体制は、平成18年度の介護保険法改正に基づき、公正・中立な立場から地域における①総合相談・支援 ②介護予防マネジメント ③権利擁護 ④包括的・継続的マネジメントを担う「地域包括支援センター」を設置し、市の関係分野や関係機関と連携して進めています。

2 設置箇所

清須市一場古城604番地15 清須市総合福祉センター内

3 運営形態と配置職員

運営形態	開設時間	専門職種	職員体制
月～金	8時30分 ～ 17時15分	主任介護支援専門員 看護師（保健師等） 社会福祉士等 ケアマネジャー	正職7名 臨職1名 体制

4 業務内容

(1) 包括的支援事業

① 介護予防ケアマネジメント

特定高齢者に対する介護予防プランの作成・マネジメント

② 総合相談・支援

地域におけるネットワーク構築業務、実態把握業務、総合相談業務

③ 権利擁護

権利擁護業務、成年後見人制度の活用、虐待への適切な対応、困難事例への対応、消費被害の防止など。

④ 包括的・継続的マネジメント

ケアマネジャーに対する日常的個別的指導・業務、支援困難事例等への指導・助言、包括的・継続的ケア体制の構築業務、地域におけるケアマネジャーのネットワーク形成業務

(2) 介護予防支援事業所業務

介護保険認定要支援1・2の者に対する介護予防プラン作成・ケアマネジメント

(3) 任意事業

家族介護支援事業